

6月議会
報告その3

誰でもが気軽に利用できる
就学援助制度に！

私は6月議会一般質問で、就学援助制度を取り上げました。貧富の差が広がる格差社会の中で、すべての子どもたちが差別なく、安心して学べる社会を作ることが大切と考えとりあげました。多くの方が制度そのものを知らない現状です。お読みいただき多くの人にお知らせください。

市議会議員 笹田トヨ子

就学援助制度を知っていますか？

就学援助とは、要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度といい、憲法26条で「義務教育は無償」と規定し、教育基本法第3条の「教育の機会均等」を根拠にした制度です。小中学生のいる家庭に学用品費や入学準備金、給食費、医療費、修学旅行の費用などを補助する制度です。

就学援助対象者は・・・

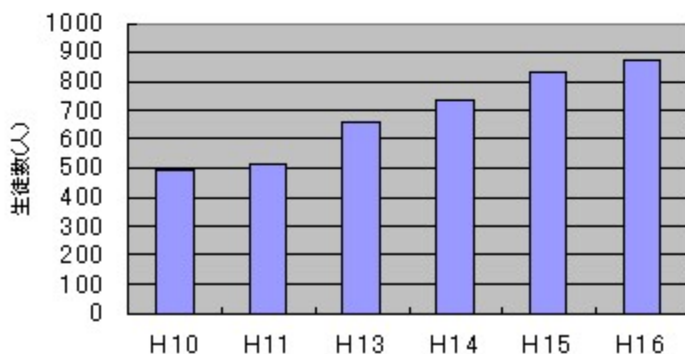
この制度は市町村が実施するときその費用の半額を国が補助するというもので、対象額や申請手続き、補助の方法など自治体によって違います。生活保護基準の1.5倍などといった基準を設けているところもあります。

大垣市は、①市民税が非課税または減免になった世帯、②児童扶養手当の支給を受けている世帯、③国保料の減免や猶予を受けている世帯など14の要件のいずれか1つに該当すれば対象になります。

貧困化は確実に広がっている

小泉構造改革のもと、貧困化が進み格差が確実に広がっている中、就学援助を受ける家庭が増えています。グラフ「生活保護率と就学援助率」（裏面資料参照）をみると、東京や大阪では25%以上の就学援助率になっています。大垣市においても年々就学援助を受ける家庭は増えていますが、援助率は大垣市6.5%（岐阜県5.4%）で、全国的には低いところに位置します。まだまだ、就学援助制度について知られてい

大垣市における要保護及び準用保護生徒数



ないのではないか、また気軽に申請できる制度になっていないのではないかと思います。

就学援助は国民の
権利にもとづく制度

大垣市の就学援助の申請用紙には「民生委員の所見」を求める欄があります、多くの自治体では廃止になっています。笹田議員は一般質問で、適応基準に合う人であれば誰でも気軽に申請できるよう「民生委員の所見」と印鑑の削除を求めました。しかし、教育委員会の答弁は「現況確認のため民生委員にお願いしている」「事務手続き上の必要事項であるだけでなく、お互いを理解しあい信頼関係を築く上で大切」といったものでした。

現在、就学奨励法施行令第1条にあった「民生委員の助言を求めることができる」が削除されており、「事務手続き上の必要事項」にはなっていません。また、申請者にとって「民生委員の所見」が大変敷居の高いものになっているとすれば、就学援助制度の趣旨に反することになると思います。

日本共産党創立84周年
日本共産党を語る夕べ

とき 7月29日(土)
午後19時30分から

ところ 大垣北地区センター

お話しする人

☆井上さとし参議院議員

☆加藤たかお岐阜県委員